

奈良県告示第百二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和元年五月十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	八十島 徳昭	戸田 慶五郎	辻 英之
医療機関の名称	山添村国民健康保険東山診療所	医療法人弘仁会南和病院	つじ眼科
医療機関の所在地	山辺郡山添村大字桐山六二番地の一	吉野郡大淀町大字福神一―一八一	香芝市下田西一丁目一〇―一九メ ディカルプラザ香芝四階
診療科目	内科（肢体不自由）	内科、外科、リハビリテーション科（肢体不自由、ぼうこう機能障害、直腸機能障害、小腸機能障害）	眼科（視覚機能障害）
辞退年月日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年四月十八日